

議案第 51 号

令和 4 年度久御山町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 5 号）
の専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、
同条第 3 項の規定により報告し承認を求める。

令和 5 年 6 月 14 日提出

久御山町長 信 貴 康 孝



専 決 処 分 書

令和4年度久御山町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）
について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分
する。

令和5年3月31日

久御山町長 信 貴 康 孝



令和4年度久御山町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）

令和4年度久御山町の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ82,118千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,922,685千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
1 国民健康保険税	
	1 国民健康保険税
3 府支出金	
	1 府補助金
5 繰入金	
	1 一般会計繰入金
7 諸収入	
	1 延滞金及び過料
	2 雑入
歳入	合計

歳出

款	項
2 保険給付費	
	1 療養諸費
	2 高額療養費
	4 出産育児諸費
	5 葬祭諸費
	6 精神・結核医療付加金
	7 傷病手当金
4 保健事業費	
	1 保健事業費
2 特定健康診査等事業費	
	2 特定健康診査等事業費
7 諸支出金	
	1 償還金及び還付加算金
歳出	合計

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
386,294	△846	385,448
386,294	△846	385,448
1,431,072	△79,976	1,351,096
1,431,072	△79,976	1,351,096
133,409	△2,273	131,136
123,409	△2,273	121,136
9,861	977	10,838
5,153	1,500	6,653
4,708	△523	4,185
2,004,803	△82,118	1,922,685

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
1,412,686	△79,746	1,332,940
1,207,530	△58,318	1,149,212
192,243	△17,160	175,083
8,405	△3,408	4,997
1,500	△300	1,200
2,300	△350	1,950
678	△210	468
27,877	△883	26,994
8,530	△743	7,787
19,347	△140	19,207
5,092	△1,489	3,603
2,062	△1,489	573
2,004,803	△82,118	1,922,685



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	386,294	△846	385,448
3 府支出金	1,431,072	△79,976	1,351,096
5 繰入金	133,409	△2,273	131,136
7 諸収入	9,861	.977	10,838
歳入合計	2,004,803	△82,118	1,922,685

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費	1,412,686	△79,746	1,332,940
4 保健事業費	27,877	△883	26,994
7 諸支出金	5,092	△1,489	3,603
歳出合計	2,004,803	△82,118	1,922,685

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
△ 80,452	0	0	706
0	0	0	△ 883
0	0	0	△ 1,489
△ 80,452	0	0	△ 1,666

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

目	補正前の額	補正額	計
1 一般被保険者国民健康保険税	386,180	△824	385,356
2 退職被保険者等国民健康保険税	114	△22	92
計	386,294	△846	385,448

(款) 3 府支出金

(項) 1 府補助金

目	補正前の額	補正額	計
1 保険給付費等交付金	1,431,072	△79,976	1,351,096
計	1,431,072	△79,976	1,351,096

(款) 5 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	123,409	△2,273	121,136
計	123,409	△2,273	121,136

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
3 介護納付金分 現年課税分	△323	・所得割 ・均等割 ・平等割	△161 △113 △49
4 医療給付費分 滞納繰越分	△364	・医療給付費分滞納繰越分	
5 後期高齢者支援金分 滞納繰越分	106	・後期高齢者支援金分滞納繰越分	
6 介護納付金分 滞納繰越分	△243	・介護納付金分滞納繰越分	
1 医療給付費分 滞納繰越分	△14	・医療給付費分滞納繰越分	
2 後期高齢者支援金分 滞納繰越分	△3	・後期高齢者支援金分滞納繰越分	
3 介護納付金分 滞納繰越分	△5	・介護納付金分滞納繰越分	

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1 普通交付金	△80,242	・普通交付金	
2 特別交付金	266	・特別交付金	

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
3 職員給与費等繰入金	△1	・職員給与費等繰入金	
4 出産育児一時金繰入金	△2,272	・出産育児一時金繰入金	

(款) 7 諸 収 入

(項) 1 延滞金及び過料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 延 滞 金	5,153	1,500	6,653
計	5,153	1,500	6,653

(款) 7 諸 収 入

(項) 2 雑 入

目	補正前の額	補 正 額	計
2 一 般 被 保 険 者 返 納 金	689	△522	167
3 雑 入	1	△1	0
計	4,708	△523	4,185
歳 入 合 計	2,004,803	△82,118	1,922,685

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1	一般被保険者延滞金	1,500	・一般被保険者延滞金

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1	一般被保険者返納金	△83	・医療費過払返納金
2	一般被保険者返納金滞納繰越分	△439	・医療費過払返納金
1	雑入	△1	・保険税過誤納還付金等返戻金

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般被保険者療養給付費	1,186,981	△57,618	1,129,363	△62,382			4,764
3 一般被保険者療養費	17,575	△700	16,875	△700			
計	1,207,530	△58,318	1,149,212	△63,082			4,764

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般被保険者高額療養費	191,893	△17,000	174,893	△17,000			
2 一般被保険者高額介護合算療養費	350	△160	190	△160			
計	192,243	△17,160	175,083	△17,160			

(款) 2 保険給付費

(項) 4 出産育児諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 出産育児一時金	8,405	△3,408	4,997				△3,408
計	8,405	△3,408	4,997				△3,408

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
18負担金、補助 及び交付金	△57,618	一般被保険者療養給付費 18負担金、補助及び交付金 ・一般被保険者療養給付費	△57,618 △57,618
18負担金、補助 及び交付金	△700	一般被保険者療養費 18負担金、補助及び交付金 ・一般被保険者療養費	△700 △700

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
18負担金、補助 及び交付金	△17,000	一般被保険者高額療養費 18負担金、補助及び交付金 ・一般被保険者高額療養費	△17,000 △17,000
18負担金、補助 及び交付金	△160	一般被保険者高額介護合算療養費 18負担金、補助及び交付金 ・一般被保険者高額介護合算療養費	△160 △160

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
18負担金、補助 及び交付金	△3,408	出産育児一時金 18負担金、補助及び交付金 ・出産育児一時金	△3,408 △3,408

(款) 2 保険給付費

(項) 5 葬祭諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 葬祭諸費	1,500	△300	1,200				△300
計	1,500	△300	1,200				△300

(款) 2 保険給付費

(項) 6 精神・結核医療付加金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 精神・結核医療付加金	2,300	△350	1,950				△350
計	2,300	△350	1,950				△350

(款) 2 保険給付費

(項) 7 傷病手当金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 傷病手当金	678	△210	468	△210			
計	678	△210	468	△210			

(款) 4 保健事業費

(項) 1 保健事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 保健衛生普及費	926	△110	816				△110
2 疾病予防費	7,604	△633	6,971				△633

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
18負担金、補助 及び交付金	△300	葬祭諸費 18負担金、補助及び交付金 ・葬祭費	△300 △300

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
18負担金、補助 及び交付金	△350	精神・結核医療付加金 18負担金、補助及び交付金 ・一般被保険者分	△350 △350

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
18負担金、補助 及び交付金	△210	傷病手当金 18負担金、補助及び交付金 ・傷病手当金	△210 △210

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
11役 務 費	△110	保健衛生普及事業 11 役務費 ・医療費通知作成手数料	△110 △110
12委 託 料	△525	人間ドック等助成事業	△108

(款) 4 保健事業費

(項) 1 保健事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	8,530	△743	7,787				△743

(款) 4 保健事業費

(項) 2 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 特定健康診査等事業費	19,347	△140	19,207				△140
計	19,347	△140	19,207				△140

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般被保険者保険税還付金	2,000	△1,489	511				△1,489
計	2,062	△1,489	573				△1,489
歳出合計	2,004,803	△82,118	1,922,685	△80,452			△1,666

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
18負担金、補助 及び交付金	△108	18 負担金、補助及び交付金 ・人間ドック等健診料助成金	△108
		重症化予防事業 12 委託料 ・保健指導業務	△525 △525

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
12委 託 料	△140	特定健康診査等事業 12 委託料 ・医師委託	△140 △140

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
22償 還 金、利子 及び割引料	△1,489	一般被保険者保険税還付金 22 償還金、利子及び割引料 ・保険税過誤納還付金及び還付加算金	△1,489 △1,489

